

総務文教委員会

平成27年6月17日(水)

## 総務文教委員会

日 時 平成27年6月17日（水）午前10時00分開会—午前10時37分閉会

場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 中原委員長、坂原副委員長、辻下、道工、反保、田島、竹原、小川

欠席委員 なし

傍聴議員 奥野、和田、出口、松尾

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長  
保井まちづくり戦略室長、古谷総務部長、  
四至本財政改革部長、  
廣田（節）教育次長、西企画政策監、中田危機管理監、  
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、  
竹原会計管理者兼会計課長、廣田（尚）人事担当課長  
阪本総務部副理事兼人権推進課長、  
相馬財政改革部副理事兼財政課長、  
寺田企画政策担当課長、川端危機管理担当課長、  
今坂総務課長、澤税務課長兼行革推進課長、  
福井学校教育課長兼指導課長、  
森長指導課参事、保田指導課参事、  
松下生涯学習課長兼青少年センター所長兼淡輪公民館長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しております。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定していただきますようによろしく願いいたします。

6月10日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了解願います。

議案第46号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

相馬副理事。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 財政課の相馬です。

それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）のうち、総務文教委員会に付託されました歳入歳出予算につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、1,823万3,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴う必要な財源を財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

中原委員長 引き続きをお願いします。

廣田（尚）人事担当課長 町長公室担当廣田です。

続きまして、20諸収入、3雑入、雑入の特別職宿舍利用料としまして15万1,000円の増額補正をするものです。

内容につきましては、歳出でもご説明させていただきますが、地方創生人材支援制度に基づき、国から派遣される新たな副町長の宿舎利用料として、「国家公務員宿舎法等」の国の関係法令に準じて、一部個人負担を求め、特別職宿舎借上料に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、1,838万4,000円の増額補正を行うものです。

続きまして、歳出です。同じく、委員会資料の1ページの下段をごらんください。

2総務費、一般管理費人件費特別職としまして、774万9,000円を増額補正するものです。

内容としましては、地方創生に積極的に取り組む地方自治体を支援する「地方創生人材支援制度」に基づき、本町の地方創生の強力な牽引き役、かじ取り役として、この7月に国から派遣される新たな副町長に係る人件費でございまして、給料、通勤手当、期末手当、共済組合負担金の増額補正をするものです。同じく、特別職宿舎確保事業としまして、91万6,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、岬町の地方創生の特使として派遣される職員の処遇調整のため、庁内に民間宿舎を特別職宿舎として借り上げ、貸与できる環境整備をする必要が生じたので、今回、特別職宿舎仲介手数料として7万6,000円、特別職宿舎借上料として84万、合計91万6,000円の増額補正をするものでございます。

なお、この特別職宿舎の場所につきましては、現在、調整中でございます。

また、特別職宿舎仲介手数料7万6,000円の内訳に関しましては、当該物件の仲介手数料として、その家賃相当分に当たる月額7万円に消費税を加えたものです。

それから、特別職宿舎借上料84万円の内訳としましては、その家賃相当分に当たる月額7万円を9カ月分、それから敷金、礼金に当たる保証金としまして3カ月分を合算して計上しておりまして、歳入でもご説明させていただきましたが、特別職宿舎利用料として、「国家公務員宿舎法」等の国の関係法令に準じて、一部本人負担分として徴収する15万1,000円は、ここに充当する予定です。

それから、2総務費、人事事務一般管理費としまして、41万7,000円を増額補正するものです。消耗品費6万3,000円の内訳としましては、新たな副町長に貸与する作業服一式と、災害対策本部員用防災服一式の購入に係る経費でございます。

また、備品購入費となりますが、庁用器具費35万4,000円の内訳としまして、今の町長室と副町長室の間の応接室を新たな副町長室として使用するため、執務に必要な机、

椅子、ロッカーや書類の保管庫等を購入する経費の補正を行うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、歳出合計908万2,000円の増額補正を行うものでございます。

中原委員長 ただいまの説明に対して、委員の皆さん質疑ございませんか。

小川委員どうぞ。

小川委員 何点が質問いたします。まず、特別職の任期は何年でしょうか。

それと、これは7月1日からの施行予定となっていますけども、国から、国土交通省のほうからすばらしい人材派遣をしていただいて、地方創生事業の事業を行っていただくということをお聞きしましたが、副町長という役職はもう決まっているのでしょうか。

2点お願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

廣田（尚）人事担当課長 町長公室担当廣田です。

任期に関しましては、原則2年ということになっております。

中原委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室の保井でございます。

国から来る副町長に関しましては、町に対するヒアリングというのがございまして、要望といたしましては副町長ということで要望しておりまして、国も副町長として派遣するというものの決定はいただいておりますけれども、あくまでも同意案件でございますので、副町長でお願いしているという現在の状況でございまして、時期に関しては内示というのがあるんですけども、7月1日からの派遣につきましては、内示が1週間前となっておりますので、現在、副町長としてどなたが来るかということに関してはまだ未定ということでございます。

中原委員長 はい、小川委員どうぞ。

小川委員 もう1件、例えば、この予算を承認されて可決された。2年間副町長としてお迎えをする。2年後に、そしたら当町としては町長1人、そして副町長複数で2人になると。2年後、副町長が欠員という形になるのですか。2年後にまた国から来られた方が帰られたら、副町長の空席が1つ出る。その2年後に新たに副町長を迎えるような予定はあるのですか。

中原委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室、保井でございます。

現在、条例によりまして2人の副町長の設置ができるということになっておるんですけ

ども、今回5万人以下の人口のところにも国から人材を派遣するという制度ができましたので、この件に関しまして2年間の副町長をお願いしているところでございます。その後につきましては、その状況も踏まえて、まだ未定という状況でございます。

中原委員長 小川委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

田島委員どうぞ。

田島委員 まだ副町長というのは誕生していないお話のもとで議論するんですけども、まだ議会を通過しない限りは副町長来てもらおうとか、何年おるとか、そういう話はまだ遠い話でございますので、まず、この補正予算について一度確認したいと思います。副町長来ていただくためには、やはりそれなりの準備等々があると思いますので、その議論をして、中身を判断して、最終議会で、人事案件ですので、やはり皆さん納得した賛同できるように、この委員会でもちょっと確認したいと思います。

まず、歳入の部分で、雑入から宿舍利用料の部分、その他の特定財源というので、私も不勉強で、この特定財源というのはどのような原資であるのか、まずそれを教えていただきたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

廣田（尚）人事担当課長 町長公室担当廣田です。

歳入の特別職宿舍利用料に関しましては、これは新しく来られる副町長から宿舍の利用料として個人負担をしてもらう分です。金額の根拠に関しましては、地方創生人材支援制度に基づき派遣される特別職の宿舍対応の自己負担分ということなんですけども、国家公務員宿舍法等の関係法令に準じて算出されるものです。これは、国家公務員の宿舍を利用した場合と同程度の個人負担を求めるということになっております。

中原委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 内容的にわかっているんですけども、これはどうですか、公務に関して個人的に負担するというのは、国においても自治体においても好ましいんですか、好ましくないんですか。これは個人負担してよろしいんですか、この宿舍法の部分。そして、この方は当町に、もし人事でオーケーとなったら、国家公務員の宿舍法は運用できるんですか。それとも、身分的に特別職となったら国家公務員宿舍法というのは、これは適用するのか、しないのか、それも合わせて説明していただきたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室、保井でございます。

新しくお願いしております副町長につきましては、国を一旦退職されて来ます。ですから、国家公務員宿舎法がそのまま適用されるかといいますと、準じた形で岬町といたしまして料金を算出しているということでございます。あくまでも、岬町の職員の特別職としていただくと、算定に関しましては、国家公務員の法律に準じた形での算定をさせていただくということでございます。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 当然、退職されるということは国家公務員特別宿舎法というのは適用できないと思うんです。するとすれば、やはり今、保井さんがおっしゃったとおり準じてという運用をしなくては、やっぱり冒頭に国家公務員宿舎法、そんなん適用したら大変なことになりますので、準じた形で算定するということを確認したかったわけですね。その点は、確認いたしました。個人負担については、どんなものでしょうね。立場変わったら、その方がもし私であったら、私ちょっと不合理やないかと。やっぱり、幾ら出向にしても、一旦退職した部分についても岬町さん行くには、やっぱり何で個人負担せなあかんのや、立てかえてくれよというようなお話はなかったんですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室、保井でございます。

本件につきましては、国家公務員宿舎法等に準じた計算ということになりまして、いわゆる算定式において計算したものを示しておりますので、特に齟齬なくご理解をいただいているというところでございます。

それと、あくまでも退職して来られますので、岬町に国家公務員の宿舎があるんですけども、それがなかなか利用できないと。これは完全に利用できないと言われておりますので、今回こういうような形の措置をさせていただいているところでございます。

中原委員長 田島委員。

田島委員 国交省の宿舎があるのは知ってます。そこへ入ってもらったら一番ありがたいんですけども、ただ、来られる方は一旦退職されてこっちに来てるんで、それをお願いするわけにはいかないということは十分承知していますので、それはやむを得ん話でございます。

あと、宿舎の部分ですけども、特別職やからどこでも入ってくださいというわけにはいかないと思うんです。やっぱり、一応、緊急とかいろんな執務をされる方にあんまりお粗

未なところへ入れという失礼なことも言われへんし、しかし、あんまり過剰な立派な宿舎へ入れるわけにもいかないし、何せ当町は財政が厳しいんですから。まだ宿舎決まっていなくて聞いてはいるんですけども、まず、この方独身ですか、妻帯者ですか。それによっていろんな宿舎の対応もしないとあきませんので、もうわかっていると思うんですけども、私どもはわからないので、この方は独身で来られるのか、妻帯で子どもさんも連れて来られるのか、まずその点、質問したいと思います。

中原委員長 はい、答弁どうぞ。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室の保井です。

内示が1週間前ということでございまして、我々は全くわかっていない状況でございまして。その中で、どのような宿舎を用意するかということになりますと、先ほどおっしゃっていた最大限の要素も加味しながら適切なところを選択していかざるを得ないということございまして、今進めているところでございます。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 私ばかりで悪いんですけど、なぜそういうようなことを聞くかと言ったら、結局独身でしたら問題はないんですけども、やっぱり妻帯者で保育所、幼稚園等々お願いせんなん場合になったら、そういう対応も考えてあげないと、来たわ、子どもを実は保育所に行かせたいとか、そんなことになった場合、すぐに対応できますかな。そういう特例でそんなことできないでしょう、ほかの住民感情からみて。それで、独身か妻帯者かお聞きしたんですけど、まだそれがわからないんですかな。わからなかったら、私ども、この26日に人事案件するに当たって、やはり納得した人事案件に参加したいので、反対の意味じゃないんですよ。賛同するためには、やはり納得したことをお聞きして、そして、こういう方という、副町長像が見えるような形で賛同したいわけですね。何でもかんでも袋ごと賛成ということをお聞きして、やはり納得した上で審議して、賛同したいなと。私、あんまり反対した経緯はないんですけど、何点か反対はしてます。それは、納得せんから反対したわけですね、人事案件。納得したら人事案件は反対しません、個人的なことは別に置いて。ということで、それは確認していただきたいなと思いますので、またその当日、質疑を入れた場合は、質疑でお聞きせざるを得ませんので、この委員会で説明していただいたほうがお互いにスムーズな本会議運営ができるんじゃないかなと、かように思っています。

中原委員長 町長どうぞ。

田代町長 町長の田代です。

今、田島委員のおっしゃるとおりで、その辺が我々も苦慮しているところなので、できるだけ早い機会に具体的な内容を教えてほしいということで、私も東京へ行ってまいりました。東京では、あくまで24日ということだったんですけども、近々の電話では23日に内閣府の石破大臣から直接発表があると、このように聞いております。中身について、私どもが知り得ている情報では、国の担当との話ですが、国土交通省の港湾局からおいでいただくということで、できるだけ突っ込んで内容も聞いたのですが、それ以上の答えは今のところわかっていないというのが国の内容ですので、その辺をひとつ委員の皆さん方ご理解賜りたい。最終の議会で出してもよかったんですけども、今日は総務文教委員会ということで、この案件をまず出ささせていただいております。

妻帯者か単身者かということについては、国の判断によるものと思いますけども、私どもはできるだけ1Dルームであれば1人しか住めないということになりますけども、3DKかな、少し大き目の部屋を借り上げるようにしていますので、その点、家族が多ければ少し問題があるかなと思いますが、ご夫妻とお子さん1人ぐらいは住めるのじゃないかなと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

中原委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 今の答弁で大体、家族構成とか、独身であるのか、既婚している方というのはわかりました、ほぼ。これは、あくまで予算審議していますので、人事案件はまだ先の話ですので、予算審議で確認をさせていただきました。宿舍の部分、そしていろんな庁用器具の部分も説明いただいたんですけども、最後に仮に、この方が来ていただいて2年間ほど一生懸命頑張っていたら、地方創生に何らかの形で残してくれると期待してるんですけども、そこで、この方の職務分担ですね。これをはっきり確認したいです。なぜかという、まだうちは定員2名で現在1名の副町長と。当然6月26日以降については議会が議決した場合、定員2名のところを定員2名になると、そういう副町長の構図ができるんですけども、この新しく来られる副町長の職務、そして現在おられる副町長の職務、これの線引きをされているのか、それとも合同で副町長としてやっていただくのか。そこをちょっと考え方を教えていただきたいんですけどね。

中原委員長 町長、どうぞ。

田代町長 町長の田代です。

これについては、2名制の副町長となると、仕事の分担を明確にしておかないと、いろ

いる事務上の問題が出てはいけないということで、国からも同じようなことを質問を受けてまいりました。それで、あくまで地方創生に関する担当ということを確認しております。ただ、地方創生になりますと、各部にまたがる場合がございます、今回について。今やっていることでも、いわば福祉の問題とか、ハード事業については少ないんですが、イベント等についても観光の関係とかありますので、そういった意味で多岐にまたがると思いますけども、一応分担としては地方創生の仕事を2年間やっていただくということで、現副町長については現在どおり各部を統括していただくということで分担していくつもりで、今内部では調整しております。

中原委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。そういうことで、まだ僕は賛成も反対もまだ言ってないんですけども、26日に意思表示させていただくんですけども、やっぱり国から来ていただく以上は、やはり国とのパイプ的な、そういう業務を専門的にしていただくと、そして既存の現在おられる副町長は、町長おっしゃったとおり、やはり調整全般にわたってそういう仕事をしていただかないと、せっかく来ていただいているのに、何のために来てもらったのかなとなるような結果を生まないように、やっぱり任務分担をはっきりしておかないと、議会もこの副町長はどの任務かなとわからんようになりますので、できたら新しい副町長が誕生しましたら、そういう機構図的なものをまた議会議員に配付していただければ、また議会としても地方創生についていろんなご指導なり、いろんな意見なりを申し上げますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

中原委員長 ただいま田島委員のほうから、機構図的なものをまた機会を見てお示しいただきたいということでありましたけれども、そちらもよろしくお願ひしたいと思います。

小川委員、どうぞ。

小川委員 この宿舎借入料についてなんですけども、当初、国交省の寮がみさき公園の手前にある、公のところで聞いたわけではないんですけども、そこをつかったら費用は要らないということを目に挟んだんですけども、その件についてはもう没になったということなんですか。

中原委員長 はい、答弁どうぞ。

保井室長。

保井まちづくり戦略室長 今回お願ひしております副町長の派遣につきましては、一旦国を退職し

て来ますので、その宿舎を使用することができないということでございます。その中で、環境整備といたしまして特別宿舎をこちらのほうで用意していくという形でございます。

中原委員長 小川委員、どうぞ。

小川委員 私どもちょっと素人でわかりかねるんですけども、例えば、その宿舎を町が安く借り入れて、そして使うとか、そういう打開策とかいうのもないという判断ですか。

中原委員長 はい、保井室長。

保井まちづくり戦略室長 委員ご指摘のとおりでございます。

中原委員長 よろしいですか。ほかの委員さんどうぞ。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私から2点あります。関連のところもあります。

宿舎を借りるということで、まだ場所は未定だと報告を聞いておりますけども、家賃が7万円であるということをお聞きしました。大体、どこであるのかというのを聞きたいなと。みさき公園に宿舎があるのか、和歌山市にあるのか、りんくうタウンにあるのか、それによって通勤の交通費とかもかかわってきますし、どこでというのを予定しているのかお聞きしたいのが1点と、もう1つは、庁用器具費で35万4,000円となっている中で、応接室を新たな副町長の部屋にするとお聞きしましたが、応接の部屋も現在使われていると思うんです。結構お客さんが来て、待機してる場所だと思っているんですけども、それに部屋が1つなくなることによって、いろいろ影響があると思うんですけども、その辺の心配はございませんでしょうか。以上、2点お願いします。

中原委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室、保井でございます。

宿舎につきましては、現在、町内ということで、急行停車するようなところも含め、普通の駅のところも含め検討はしているところですけども、やはり急行停車する、また特急が停車するような付近のところが、我々としては一番望ましいのではないかなというように、今回の予算的にはそういう形での予算計上をお願いしているところでございます。

中原委員長 ごめんなさい、もう1つお答えいただけますか。

保井まちづくり戦略室長 応接室につきましては、現在第4会議室を有効に活用していければというような形を考えているところでございます。2階に会議室が第1、第2、第3、第4とございまして、一応日ごろは第1、第2、第3を主に活用しておりまして、ときには第1、第2を広めて使ったりとか、いろいろやっているわけですけども、第4会議室という

のが一応ございまして、一番入り口側のほうですね、階段から上がって入り口側のところですね、そこを有効に活用していきたいというように考えております。

中原委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 それでは、1点目の急行のとまる駅の近くということで、大体そういう物件というのはたくさんないのちがうのかなと思いつつ、町内であるということを確認させていただいたので、その点は努力を認めさせていただこうと思います。

それと、応接室の予定を第4会議室ということで、この庁用器具費の中に、その移転する応接室の新たにつくる費用というの也被含まれておられるという解釈でよろしいのでしょうか。

中原委員長 はい、答弁どうぞ。

保井室長。

保井まちづくり戦略室長 まちづくり戦略室、保井でございます。

今回お願いしている分につきましては、移転等につきましては、年間の改修予算が別途ございますので、その中から措置していきたいと考えております。

中原委員長 よろしいですか。ほかに委員の皆さん。

道工委員、どうぞ。

道工委員 ちょっと1件、確認だけさせていただきます。今、いろいろ意見が出ていますけれども、特に宿舍の借り上げ料、7万円ということですが、これ仮に7万円でなかったら、借りる場所がなければ、7万5,000円となった場合には個人負担をふやすんですか。それとも、一般財源で持ち出しをするんですか。

中原委員長 答弁お願いします。

保井室長。

保井まちづくり戦略室長 現状、数件の物件とかいろいろあるわけでございますけれども、一応7万円の中で措置ができるものという前提でやっておりますが、なかなか先ほども申し上げましたとおり準じた形での個人負担を求めていますので、その件につきましては今後そうなったときに考えていくこととなりますけれども、この予算につきましては、あくまでもそれなりの予算の根拠を持って宿舍の確保に努めているところでございまして、それを確実に執行していきたいと考えております。

中原委員長 道工委員、どうぞ。

道工委員 ということは、借り上げ料7万円といけるということの理解でいいんですね。

中原委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 はい、努力してまいりたいと思っております。

道工委員 はい、結構です。

中原委員長 よろしいですか。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、これで質疑を終わりたいと。私は大丈夫です。いろいろ聞かせていただいて、もしかかわっていただくときはかわっていただくようにしますので。心構えしていただいて大変恐縮いたします。ありがとうございます。私は、質問は特にありません。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員長 田島委員、反対の討論から。

田島委員 反対じゃないです。

中原委員長 反対の討論を行いたい方おられますか。

ないようですので、では賛成討論ということで田島委員どうぞ。

田島委員 委員長、反対せえへんの。

中原委員長 どうぞ、私、本会議場がありますので大丈夫です。

田島委員 当委員会で付託されたこの副町長の部分の歳入、歳出、いろいろ質問をさせていただき、ご答弁をいただいた中で、何ら別に反対すべき要因がないと判断していますので、これはあくまで人事案件に採決するのじゃないので、この国から来られる方の受け入れ態勢の部分についての予算執行ですので、本命は26日の本会議の人事案件をどうして通過させるかというのが議論でございますので、この予算については私は何ら不服もございませんし、しかし、この予算を執行するとなれば、できれば当人に全力投球して、岬町の将来展望を考えてほんとに汗をかいていただきたいなど、かように思いますので、当日の人事説明ではまたより以上の賛同ができるような説明をしていただきたいと、かように思いますので、私も納得しないと賛成しませんので、ここで一言申し上げて賛成討論といたします。

中原委員長 ほかに討論はございませんか。

どうぞ、竹原委員。

竹原委員 私も賛成の立場から討論させていただこうと思います。やはり、最終日に人事案件が待っておるという中で、今回の補正予算でこれだけ審議しながら明快な回答もいただきまして、やはり今度来られる副町長においては、岬町のために一生懸命汗をかいていただきました

い。議会からもいろいろ協力もいただきたいと思う中、やはり議会も気持ちよく可決しておくのがいいのではないかという立場がいいかなと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

中原委員長 ほかの委員の皆さん、討論いかがですか。

よろしいですね。

それでは、引き続いて採決を行います。

議案第46号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

中原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第46号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第48号「特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中原委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

引き続きまして、採決を行います。

議案第48号「特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

中原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第48号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案2件については全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これをもちまして総務文教委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前10時37分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年 6月17日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶